

「福祉サービス総合支援事業」「成年後見活用あんしん生活創造事業」

～住みなれた地域でいつまでも～

「このような困りごと」ご相談ください!

- 1人暮らしの母が認知症みたいで、今後の暮らしが心配
- 銀行で、成年後見をつけるようにと言われたが、どうしたら...
- 障害を抱えている我が子の将来が心配
- 福祉サービスを利用したいけど、手続きの方法がわからない
- 今は元気だけど、高齢になった時の生活や財産管理が心配



本会では武蔵村山市から委託を受け、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して日常生活が送れるように「福祉サービス総合支援事業」及び「成年後見活用あんしん生活創造事業」を実施し、相談・支援を行っています。

弁護士による ふくし法律相談 無料

＊事前予約制(毎月1回)

高齢者・障害者のかたの成年後見制度に関する相談や財産管理についての悩みなど専門的な相談に弁護士が無料で応じます。

地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者や知的・精神障害などによりご自身で判断することが困難なかた、判断能力はあるが日常生活の支援が必要な高齢者や身体障害者のかたを対象に、本人との契約に基づき、定期的に福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭のお支払い等をお手伝いします。



《サービス内容》

■基本サービス

◎福祉サービスの利用援助
福祉サービス利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助など

■オプションサービス

◎日常的な金銭管理
預貯金からの生活費の払い戻し、預け入れ、公共料金や家賃支払いの援助など
◎書類預かり
日頃使わない通帳、年金証書、権利証などの大切な書類をお預かりし、金融機関の貸金庫で保管

■利用料

1回1時間まで1,000円より
＊通帳・書類等をお預かりする場合は、別途料金がかかります。
＊相談や支援計画の作成は無料です。

無料

福祉サービス総合相談

判断能力が低下してきたかたの権利擁護相談、成年後見制度の相談、福祉サービスの利用や苦情に関する相談など、福祉サービスの身近な相談窓口として、お気軽にご相談ください。

問合せ先 権利擁護係 ☎ 566-0061

成年後見制度

社会福祉協議会が「成年後見制度」の活用をサポートします。

法定後見制度

判断能力がほとんどない

日常生活を営むことが難しい

【後見類型】

後見人が、本人に代わって財産管理や契約等を行います。



判断能力が著しく不十分

日常生活は営めるが、重要な財産管理・契約が難しい

【保佐類型】

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に一緒に考え同意します。

判断能力が不十分

重要な財産管理・契約等は誰かの援助があればできる

【補助類型】

補助人は、認められた範囲内で、一緒に考え同意します。



任意後見制度

判断能力はある

現在は大丈夫だが、将来の不安に備えたい

【任意後見契約】

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を、あらかじめ本人が任意後見受任者との間で、契約により決めておく制度です。任意後見契約は公正証書によって結ばれます。

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分なかたの権利を守るために創設された制度です。具体的には、財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を本人の意思や生活に配慮しながら本人に代わって後見人等が行います。



高齢者や障害のあるかたの日常生活を支える

生活支援員募集!!

本会では地域福祉権利擁護事業の充実を図るため「生活支援員」を募集しています。お手伝いいただけるかたの登録をお待ちしています。

【職種】生活支援員(登録制)

【時間給(地域手当含む)】1,188円

【時間】月1～4回、1回の支援に要する時間は1時間から2時間程度。利用者の状況により支援の頻度は変わります。毎日の勤務ではありません。

【活動内容】

- ◎認知症の高齢者や知的・精神障害などにより、ご自身で判断することが困難なかたのお宅を訪問し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の支払いなどをお手伝いします。
- ◎本会の担当専門員が活動のサポートをします。
- ◎利用者宅へは、状況に応じて車・自転車・徒歩で訪問します。

【応募資格】

- ◎高齢者や障害のあるかたへの福祉活動に理解のあるかた
- ◎平日9時～17時のうち指定する時間に、週1回～月1回程度の定期的な活動が可能なかた
- ◎本会が指定する生活支援員研修を受講できるかた

*登録者の中から、利用者の希望に合った条件のかたにお声掛けして仕事を依頼します。

生活支援員のお仕事 ～ある日の生活支援～

9:45 社協で担当専門員と打ち合わせを行い、支援内容を確認

10:00 利用者のIさん宅を訪問
届いていた郵便物等を一緒に確認
専門員からの指示に沿って、支払いや手続きが必要な書類があれば対応

10:20 歩行が困難な利用者へ代わり生活支援員が金融機関へ行って、生活費等を払い戻し、公共料金等の支払いを行う
＊必要があれば、払い込みや手続きのためコンビニや市役所等に行くこともある

10:40 Iさん宅に戻り、払い戻した生活費を用途別に袋分けするなど、Iさんが迷わないよう仕分けして渡し、今日の支援内容を説明
困りごとや心配な事はないか等、話を聞く

11:00 次回の日程を確認して支援終了

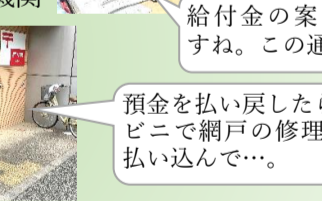
11:15 社協に戻り、支援内容・利用者の様子などを専門員に報告し、報告書を作成



給付金の案内が届いていたら、内容を説明して署名をいただいでください。他には...



市役所から届いた郵便物の内容がよく分からなくてね。



給付金の案内通知ですね。この通知は...
預金を払い戻したら、コンビニで網戸の修理代金を払い込んで...



この封筒が「生活費」こちらが「新聞代」...これは支払いが完了した領収書...

「こもれび」でこの仕事を知りました。同世代のかたがたが活躍されているのを知り、登録してみようと思いました。



生活支援員 1年目のYさん

最初は高齢者のかたを担当していましたが、若いかたも担当するようになり、違った刺激を得ることができました。

明るく朗らかなYさんが来ると元気がでます。手続きや支払いのことなど、相談ののってくれて頼りにしています。
利用者Iさんより

訪問して、利用者のかたがたのお話などを伺い、支援を通じて安心できる生活のお手伝いできたらと思います。

現在16名の生活支援員が活躍中! 定年退職後のかたなど大歓迎!